

平成26年度の判定区分Ⅲの今後の措置予定(京都府)

- 橋梁、トンネル等の判定区分Ⅲの施設の約5割は、平成28年度中までに措置（補修等）を実施する予定
- 優先すべき橋梁（緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁）の判定区分Ⅲの施設は、平成30年度中までに措置（補修等）実施する予定

※予算措置状況等によって今後変わりうる

道路施設名	判定区分Ⅲの施設数	H27	H28	H29	H30	その他
橋梁	131	19	40	10	13	49
トンネル	14	3	4	2	1	4
道路附属物等	12	0	11	0	1	0

優先すべき橋梁	判定区分Ⅲの施設数	H27	H28	H29	H30	その他
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2	0	0	0	1	1
跨線橋	5	0	1	1	3	0
緊急輸送道路を構成する橋梁	3	0	0	0	3	0